

## 山蔦紀一議員に対する議員としての規律と責任の自覚を促す決議

寒川町議会は、山蔦紀一議員に対し、平成29年12月会議において、自身の発言が議員としての資質はもとより、社会人としての常識が欠落したものであったため、その発言や行動に社会的責任の重さや社会的影響力の強さが伴うものであることを、十分に自覚するよう求めた「山蔦紀一議員に対し猛省を求める決議」を全会一致で可決したところである。

しかしながら、町民から負託を受けた町議会議員としての公務である本会議や委員会等を11回欠席し、さらに、8回の遅刻を繰り返していることを鑑みるに、謝罪や反省の姿勢を示すものとは到底見受けられない。その態度は極めて不誠実で断じて許される行為ではなく、看過できない。

加えて、本会議での不適切な発言や、議会活動でのモラルに欠けた行動により議会の品位と秩序を乱す行為は誠に遺憾である。

よって、山蔦紀一議員が議員として、議会活動を真摯に取り組むとともに、議会の権能と信頼を失墜させる行為を慎むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年8月30日

寒 川 町 議 会